

○宮古島市個人情報保護法施行条例

令和5年3月23日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び消防長をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項が含まれているときはその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第4条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(個人情報の収集等の届出)

第5条 実施機関は、個人情報の収集、保管、利用及び提供に係る業務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号そ

の他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報記録される行政文書

(宮古島市情報公開条例(平成17年宮古島市条例第9号。以下「情報公開条例」という。))第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)を使用するものを新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 業務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報の管理責任者
- (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関が緊急、かつ、やむを得ないと認めるときは、業務が開始され、又は廃止若しくは変更された日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を速やかに情報公開条例第32条に規定する宮古島市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を規則で定めるところにより、負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、60日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(宮古島市情報公開及び個人情報保護審査会への諮問)

第9条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、情報公開条例第21条第1項に規定する宮古島市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。

2 情報公開条例第24条から第30条までの規定は、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書の提出、委員による調査手続、提出資料の閲覧、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第24条第1項前段及び第3項中「開示決定等に係る行政文書」とあるのは「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同条第1項後段及び第27条中「行政文書」とあるのは「保有個人情報」と、同

条例第24条第3項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と読み替えるものとする。

(審議会への諮問)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正（軽微なものを除く。）し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(宮古島市個人情報保護条例の廃止)

第2条 宮古島市個人情報保護条例（平成17年宮古島市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行前において旧条例第39条第1項に規定する受託者の同項に規定する受託した事務に従事している者又は従事していた者に係る同条例第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第8条の規定によりなされた個人情報の収集等の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第37条の規定により市に置かれた同条に規定する審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 4 旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくは旧実施機関の職員であった者又は第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - 5 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは同条第2項（旧条例第23条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第27条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び削除については、なお従前の例による。
 - 6 施行日前に旧条例の規定により旧条例第34条の規定により市に置かれた同条に規定する審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 7 旧実施機関の職員若しくは旧実施機関の職員であった者又は第1項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。